

# 再意見書

令和3年5月14日

総務省総合通信基盤局  
料金サービス課 御中

郵便番号：

〒105-0012

住所（所在地）：

東京都港区芝大門二丁目1番16号

MFビルB1階（株式会社イーサイド内）

団体名：

一般社団法人IPoE協議会（会長 石田慶樹）

連絡担当者：

一般社団法人IPoE協議会 事務局

電話番号：

03-6435-8789

メールアドレス：

contact@ipoe-c.jp

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、令和3年4月29日付で公告された接続約款の変更案に対し提出された意見に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>別紙 2 p.2 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会様のご意見</p> <p>IPoE のゲートウェイルータについては、網使用料化後も「当分の間」の措置として網改造料に準ずる扱いが認められていますが（接続料規則平成 30 年 2 月 26 日附則 6 項）、あくまで過渡的な措置であることに留意すべきです。東京都内に設置する IPoE のゲートウェイルータについては更改を機に当面の措置の適用を終了し、また他県に現在設置されているゲートウェイルータも速やかに本則通り計算すべきです。</p> <p>なお、既存の IPoE 事業者のすべてが同意していることをもって、法令の本則から外れた取扱いを続けることは、既存事業者の意見のみを反映し新規参入を希望する事業者の意見が排除されることを結果的に是認し、またそもそもの制度の趣旨を骨抜きにするものであることから、公正競争や制度面において大きな問題です。</p> <p>また、現在の接続約款における IPoE のゲートウェイルータの接続料は設備全体の網使用料しか記載されていません。新規事業者による接続の推進や接続事業者の予見性・経営の安定性確保の観点から、接続事業者が利用（負担）する単位での接続料が明示されるべきです。</p>	<p>IPoE 方式においては、事業者側の要望に基づく増強・増速および網構成の変更を行う場合には事業者側の受益者負担とすることが原則です。これにより、事業者側の要望に基づく自由な増強・増速と、他事業者の行った改造による費用負担の大幅な変動や他事業者の撤退による費用負担増が発生せず、個々の事業者の予見性・経営の安定性の確保が可能となっています。</p> <p>また新規事業者の参入にあたっては、受益者負担の原則に基づいており、利用にあたっての条件は過去からの整合性を持ったものとなっているため、IPoE 方式への新規参入は現状でもオープンであり、参入を希望する事業者の意見を排除している事実はありません。また、IPoE 方式の直接接続事業者数が少ないとの主張がありますが、当協議会の公開情報に基づく調査においては、NTT-NGN における IPv6 インターネット接続において PPPoE IPv6 方式を含め直接接続を行っている事業者自体が少ないのが実情です。</p> <p>IPoE 方式に関しては、その実態に関して十分な理解が得られていないという認識であり、技術面・制度面に関して理解を促進するための機会がさらに得られることを希望します。</p>